

「元気都市あおもり健康づくり推進計画」の一部改定について

1 一部改定の経緯

現行の「元気都市あおもり健康づくり推進計画」（以下「現計画」という。）は、計画期間を平成26年度から令和2年度までとしており、令和3年3月で計画期間満了を迎えます。

現計画は、本市の旧総合計画後期基本計画を上位計画として策定したのですが、平成31年2月に策定した青森市総合計画前期基本計画に掲げた「基本方向」及び「主な取組」と整合性が図られていること、また、国や県の健康増進に関する次期計画の内容を踏まえた検討をすることができることから、現計画と青森市総合計画前期基本計画の計画期間の終期を合わせるとともに、一部文言や目標とする指標等の修正・追記を行います。

（計画期間）

計画の名称	～2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	
	～H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	
健康日本21（2次） ※国	平成25年度～令和4年度								
健康あおもり21（2次） ※県	平成25年度～令和4年度								
青森市総合計画前期基本計画	令和元年度～令和5年度								
元気都市あおもり健康づくり推進計画	平成26年度～令和2年度						期間延長 ～令和5年度		

※現計画は、国の「健康日本21（第2次）」及び県の「健康あおもり21（第2次）」も踏まえ策定した「青森市新総合計画後期基本計画」の分野別計画

○第2次健康日本21（2次）：「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本方針」（健康増進法第7条）の全部改正に基づき策定33

○健康あおもり21（2次）：健康増進法第8条に基づく都道府県健康増進計画（策定義務）

2 一部改定の主な内容

- 計画期間を前期基本計画の終期と合わせ令和5年度まで延長
- 青森市総合計画体系図に合わせた関連図の修正
- 主な取組の時点修正、追記
- 目標とする指標及び目標値の時点修正、追記
- 計画名称の修正

3 スケジュール（予定）

- 令和2年 5月 第1回健康福祉審議会地域保健専門分科会（内容：改定方針の説明）
- 10月 第2回健康福祉審議会地域保健専門分科会（内容：計画素案の審議）
- 令和3年 2月 第3回健康福祉審議会地域保健専門分科会（内容：計画案の審議）
- 3月 計画を決定